

ID: 24

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	宅内施設工事業者の指定		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第20条第5項		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p>【根拠条文】 (施設の保全) 第20条 加入者は、送信施設又は宅内施設に異常を発見したときは、直ちにその状況を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、放送施設に障害が生じたとき、又は破損したときは、速やかに調査し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 放送施設の補修に要する経費は、第7条第2項に定めるその施設の所有区分に応じて負担する。</p> <p>4 加入者は、放送施設の業務の提供を受けるために必要な受像器を除き、宅内施設及び送信施設に、その他の機器等を付加し、又はこれらを改良する等の行為をしてはならない。</p> <p>5 宅内施設の工事は、市長が指定する者以外のものに行わせることができない。</p> <p>6 告知端末機の設置がなされた者は、次に掲げる義務を負わなければならない。</p> <p>(1) 告知端末機を貸与し、又は譲渡しないこと。</p> <p>(2) 故意に告知端末機を滅失し、又は損傷しないこと。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び長門市ケーブルテレビ宅内施設工事指定業者に関する規則第2条の規定による。 (宅内工事業者の指定) 第2条 宅内工事を施工することができる者は、次に掲げるすべての要件に適合している者とし、市長は、これを宅内工事業者として指定するものとする。</p> <p>(1) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第1項の第1種電気工事士若しくは同条第2項の第2種電気工事士又は家庭用電子機器修理技術者が1人以上専属でいること。</p> <p>(2) 市が主催する宅内工事講習会を受講していること。</p> <p>(3) 市内に営業所があること。</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 個人にあっては、精神の機能の障害により宅内工事を適正かつ確実に施工するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者であって復権していない者</p> <p>イ 第7条第2項の規定により宅内工事業者としての指定を取り消されてから2年を経過していない者</p> <p>ウ 宅内工事業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 法人にあっては、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考	指定管理者制度		
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和元年12月14日